

公表日：令和8年5月27日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	75.9%
正規職員	72.6%
非正規職員	79.5%
正規職員 (医師除く)	85.6%

対象期間：令和7年事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

賃金：基本給、各種手当、賞与等を含み、退職手当を除く

正規職員：医師を含む

非正規職員：パートタイマー、嘱託職員、非常勤医師、スポット医師を含む

差異についての補足説明

- ・全体的に女性の方が労働時間が短い傾向にあることが、差異の大きな原因となっていると考えられる。
- ・女性は子育てや家庭生活を考慮して、短時間勤務、夜勤業務の制限等を行っている場合がある。
- ・賃金の高い医師の正規職員は男性が8割を占めるため、医師を含むと格差が大きくなる。